

学校において予防すべき感染症の種類と、出席停止の基準について

学校において予防すべき感染症の種類は、学校保健安全法施行規則第18条において第1種から第3種まで分類され、学校保健安全法施行規則第19条において、出席停止の期間の基準が定められています。

種類	病名（施行規則第18条）	出席停止期間（施行規則19条）
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る） 痘瘡、ペスト、南米出血熱 マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで H19.6.1. 指定感染症として定められた。
第2種	感染症名	潜伏期間
	インフルエンザ	1～2日
	百日咳	6～15日
	麻疹	10～12日
	流行性耳下腺炎	14～20日
	風疹	14～21日
	水痘	11～20日
	咽頭結膜熱	5～6日
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎（H24.4.追加）	一様ではない
第3種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 急性出血性結膜炎、腸チフスパラチフス、流行性角結膜炎 その他の感染症（★下記参照）	感染の恐れがないと認めるまで

★第3類「その他の感染症」について

①条件によっては、出席停止が必要と考えられる感染症の例

病名	潜伏期間	登校基準
溶連菌感染症	2～4日	適正な抗生剤治療で24時間以内に菌を抑制
ウイルス性肝炎	4～7週間	A型発病初期をすぎれば感染症弱まる BC型は血液を介さなければ感染しないので出席停止の必要なし
手足口病	2～7日	全身状態が安定すれば登校可。
伝染性紅斑	17～18日	全身状態が安定すれば登校可。症状変化注意。
ヘルパンギーナ	2～7日	全身状態が安定すれば登校可。
マイコプラズマ感染症	2～3週間	感染力の強い急性期後全身状態が良ければ登校可。
流行性嘔吐症（ノロウイルス・ロタウイルス等）	1～3日	下痢嘔吐が消失し全身状態が良ければ登校可。

②通常出席停止は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ・水いぼ（伝染性軟疣属腫）・とびひ（伝染性膿痂疹）

*補足 その他の感染症の出席停止について

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる感染症である。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。そのため、これらの感染症は、子どもの時に多く見られ、学校でしばしば流行するものの一部を例示したもので、必ず出席停止を行うべきと言うものではない。（文部科学省 学校において予防すべき感染症の解説 H24年12月）

*新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、規程にかかわらず第一種の感染症とみなす。

*学校保健安全法 第19条：出席停止 同第20条：臨時休業